

◆ 林野火災等を防ぐため、新たなルールを運用します。



詳細はこちら

京都中部広域消防組合では、全国各地で頻発する林野火災を受け、同様の火災を防止することを目的に、管轄する地域（亀岡市、南丹市、京丹波町）の気象状況が火災の発生しやすい状況となった際に発令する「**火災注意報**」・「**火災警報**」の運用を開始します。

火災注意報

発令条件：「乾燥注意報4日連続」

4日連続

朝 5:00 の時点の乾燥注意報の発表状況で連続日数を判断し、発令します。

有効期間 翌朝 5:00 まで

発令の翌朝 5:00 に乾燥注意報が発表されていなければ、火災注意報は解除になります。

連続性の判断

翌朝 5:00 時点で乾燥注意報が発表されていれば火災注意報は継続になります。

火災警報

発令条件：「乾燥注意報 5日連続」+「強風注意報」

5日連続

+

強風注意報

乾燥と強風、両方の注意報が発表されている場合に発令します。

解除の要件

解除
乾燥注意報

解除
強風注意報

乾燥注意報または強風注意報のいずれかが解除されると、連動して解除します。

解除後の措置

火災警報解除後も、火災注意報は継続します。

● 火災注意報・火災警報が発令された場合の規制について

▶ 火災注意報発令時の規制

火災を起こさないために火の取扱いには細心の注意をお願いします。

▶ 火災警報発令時の規制

屋外における「火の使用の制限」がかかります。次の行為等は**発令中**、**原則禁止**となります。

※違反した場合、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

発令時は、SNS、HP、車両広報等により情報発信するよ。



◆ 消防組合からのお知らせ（詳細については、消防組合ホームページをご確認ください。）

● 防火管理者の資格がオンラインで取得できます。

亀岡市、南丹市、京丹波町に居住又は勤務されている方は、消防組合が開催するオンライン講習を受講し、防火管理者の資格を取得いただけます。
※防火対象物の防火管理業務を統括する責任者に必要となる資格です。



● 消防組合への申請・届出等がオンラインで可能となりました。

24時間365日いつでもどこでも申請いただけます。
夜間、土日祝等の受付は翌開庁日となります。
※引き続き窓口での申請等も受け付けております。

